

いじめ防止基本方針（概要版）

吉野市立柳田小学校



「いじめ」はどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、本校のすべての教職員が取り組んでいます。そこで、「いじめ防止対策推進法」及び「吉野市いじめ防止基本方針」に基づき、本校の「いじめ防止基本方針」を策定しております。ここに、その概要をお知らせします。

いじめは、すべての児童に関係する問題であり、いじめ防止のための対策を通して、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者の皆様にも御協力をお願いします。

子どもたちをいじめから守るために

早期発見のために

- 児童の観察・相談
 - ・ 児童の様子への把握
 - ・ 交友関係や悩みへの把握
- 「個人面談週間」・「心のアンケート」の実施
 - ・ 個人面談週間を年三回設定
 - ・ 早急な対応
- 保護者や地域、関係機関との連携
 - ・ 信頼関係の構築
 - ・ 迅速かつ誠実な対応

未然防止のために

- 学級経営の充実
- 道徳教育の充実
- 相談体制の整備
- 縦割り班活動の実施
- ネットいじめに対する対策
- 学校相互間の連携協力体制の整備

早期対応のために

- 事実の把握と報告
- 生活指導連絡会等の開催
- 必要に応じて関係機関と連携
- 被害児童・加害児童への指導
- 保護者への対応
- 児童への指導の継続
- 解消の確認

命を大切にする柳小っ子